

## 「資産」とは、その時点で客観的に経済的価値があるもの

### 1. はじめに

東日本銀行コンサルニュース NO.59 号で、税法に頻出する「資産」と「譲渡」という用語の意義を解説しました。情報公開法の手続きを経て、「資産の譲渡」が問題になった事件の裁決書(国税不服審判所に対する審査請求に対し同審判所が下した判断=裁決を記した書類)を入手しました。同事件では(「譲渡」の対象となる)「資産」(所得税法第 33 条第 1 項)の意味・解釈が中心的争点でした。同裁決書から、改めて「資産」の意義について整理します。

### 2. 同事件の概要

同事件は、審査請求人(個人。以下「請求人」)が、平成 22 年に行った非上場会社の株式の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上損失が生じたとして、所得税の確定申告をしたところ、原処分庁が、要旨「**当該株式の経済的価値は譲渡時において喪失しており、譲渡所得の基因となる「資産」に当たらない**」から、当該株式の譲渡を株式等に係る譲渡所得の金額の計算に含めることはできない」として、所得税の更正処分等を行ったことに対し、請求人が、当該株式の経済的価値は譲渡時において喪失していないとして、当該処分の取消しを求めたものです。なお、当該非上場会社は平成 22 年 9 月に破綻した銀行(X 銀行)で、更正(否認)の対象とされたのは、その破綻後、同年中に行われた当該銀行の株式の一株 1 円での譲渡の譲渡損でした。請求人は、同年中、同破綻前にも同株式の譲渡(1 株当たりの対価は数十万円)を行い多額の譲渡益を得ており、それらの譲渡益と譲渡損を通算し損益ゼロとして申告していたようです。

### 3. 「資産」とは

税法に「資産」の定義規定はありません。そうすると、税法において「譲渡」という文脈にある「資産」の意義は、「通常「譲渡」の対象になる(なりうる)もの」として解されるべきです。逆にいうと、「通常では「譲渡」の対象となりえないもの」は、財産らしい名称が付けられ、又は、それを自称していても「資産」には当たりません。税法上「資産」とは、客観的経済的価値を有しているものと解されます。

### 4. 破綻後に譲渡した同株式の「資産」性

原処分庁は、同年中に 2 回行われた請求人による同株式の譲渡のうち破綻後の譲渡に係る同株式について、

当時進行していた X 銀行の破綻処理の具体的状況(解散・清算を予定し再生の見込みなし)に基づき上記「2」の下線部の認定をし、譲渡所得(損失)の計上を否定しました。

裁決では、まず、要旨「株式は、株主の地位を細分化して割合的地位の形にしたものであり、自益権や共益権を基礎とするその経済的価値があるゆえに取引の対象とされ、譲渡所得の起因となる資産に当たるものと解される。経済価値の有無の判定においては、それらの権利が法的に消滅しているかどうかという観点から検討するだけでは足りず、株主がこれらの権利を行使することが事実上可能かどうかといった観点や、行使した場合に実益があるかどうかといった観点からも検討すべき」としました。そして、「破綻後の譲渡の時点では、X 銀行は多額の債務超過で、同株式の自益権は実質的に消滅しており、金融整理管財人(預金保険機構)が X 銀行の業務執行や財産の管理・処分を行うすべての権限を握り、X 銀行の意思決定に参画することを目的とする共益権を行使することは事実上極めて困難であって、たとえ行使してもその実益は認められない状態にあった」旨認定し、破綻後に譲渡した同株式は、その譲渡時において、自益権及び共益権から成る株式としての経済的価値を喪失していると認め、原処分庁の更正を是とする判断をしました。

### 5. まとめ

譲渡所得の計算に関し、「資産」というためには、**その譲渡の時点で経済的価値を有していることが必要**です。

一般に、価値を喪失しているモノは、通常「譲渡」の対象になりえません。そんなモノを買う・取得する意味はありませんから、通常の経済取引では買い手が現れないはずで、破綻後の同株式を 1 株 1 円とはいえ、取得するということが自体異常です。「資産」該当性とは別に、請求人と買い手の間で作成された破綻後の同株式の譲渡契約書という外形はあっても、真に両者間で「譲渡(取得)」の合意があったと評価できるのかも大きい疑問です。請求人が、譲渡所得の損益通算のため、買い手に、譲渡契約書と題する書面に請求人とともにサイン・押印して譲渡契約書の外形を作る事務の処理を委任し、買い手がそれを引き受けたことが真の合意意思であり、譲渡契約は不存在である、という評価もできるのではないかと思います。